**平成２５年（フ）第７号**
島根県出雲市口宇賀町482番地
破産者　大福　里志
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

**平成２４年（フ）第１２０号**
山口県山陽小野田市大字埴生166番地の６
破産者　村田石油株式会社
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第６７５号**
熊本県上益城郡嘉島町大字上島字幸八2006番１
破産者　株式会社壽屋友の会
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１８号**
北海道旭川市流通団地２条３丁目25番地
破産者　有限会社珍平蒲鉾
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１５号**
北海道士別市東２条17丁目
破産者　株式会社ホクシン管工業
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１４号**
石川県河北郡津幡町井上の荘３丁目31番地
破産者　有限会社光溶工
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第４５９号**
東京都調布市入間町１丁目36番地11　プラージュ201、開始決定時の住所岐阜市早田東町３丁目50番地
破産者　川岸裕美子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第７７１号**
広島県廿日市市串戸２丁目９番40号
破産者　株式会社山崎組
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８５３号**
広島市中区住吉町９番５号
破産者　株式会社チューボー機器
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１５号**
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木181番地、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県奄美市名瀬小浜町18番12号
破産者　株式会社丸善工務店
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第２６５号**
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の187、開始決定時の住所愛知県犬山市大字五郎丸字清水坪10番地28
破産者　北廣　三昭
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１２６号**
山口市鋳銭司3469番地１
破産者　蔵本　栄治
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第４５号**
三重県度会郡度会町長原2540番地２
破産者　羽根　　忍
1　破産債権の届出期間　平成25年10月23日まで
2　一般調査期日　平成25年12月18日午前10時30分
平成25年９月25日
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２５年（フ）第１９号**
兵庫県篠山市西野々555番地２
破産者　原田　　昇
1　破産債権の届出期間　平成25年10月24日まで
2　一般調査期日　平成25年11月８日午前11時
平成25年９月19日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第２７号**
埼玉県児玉郡神川町大字植竹364番地２
破産者　田中　　明
1　破産債権の届出期間　平成25年11月13日まで
2　一般調査期日　平成25年11月19日午後２時
平成25年９月24日
さいたま地方裁判所熊谷支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２５年（フ）第１１号**
石川県鳳珠郡能登町字松波10字106番地
破産者　有限会社内浦印刷
異議申述期間　平成25年11月８日まで
平成25年９月25日　金沢地方裁判所輪島支部

**平成２５年（フ）第４号**
石川県羽咋市石野町ヘ６番地　ハミングハイツⅡ棟104号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川チ部42番地４
破産者　山田　　実
異議申述期間　平成25年11月21日まで
平成25年９月25日　金沢地方裁判所七尾支部

## 特別清算終結

**平成２５年（ヒ）第１５号**
富山市西宮町７番41号
清算株式会社　タナベ電子株式会社
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
3　理由の要領　特別清算の必要がなくなった。
富山地方裁判所民事部

## 特別清算協定認可

**平成２５年（ヒ）第２０５３号**
東京都港区南青山３丁目１番30号
清算株式会社　株式会社ブルームホールディングス
代表清算人　中嶋　公明
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　定義
協定債権者から杲田恭平、杲田慶子、杲田康平、杲田恭丞、杲田薫、青木邦子及び佐野友美を除いた者を「優先協定債権者」という。
協定債権者のうち杲田恭平、杲田慶子、杲田康平、杲田恭丞、杲田薫、青木邦子及び佐野友美を「劣後協定債権者」という。